

第31号議案

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例

第1条 島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったとき。

別表の1の(1)のアの表中

「

5,090円	6,850円	5,090円	11,900円	11,900円	17,000円
4,670円	6,230円	4,670円	10,900円	10,900円	15,500円
720円	1,030円	720円	1,750円	1,750円	2,470円
1,960円	2,700円	1,960円	4,660円	4,660円	6,620円
1,860円	2,590円	1,860円	4,450円	4,450円	6,310円
1,660円	2,280円	1,660円	3,940円	3,940円	5,600円
5,610円	7,580円	5,610円	13,100円	13,100円	18,800円
3,730円	4,980円	3,730円	8,710円	8,710円	12,400円
8,930円	11,800円	8,930円	20,700円	20,700円	29,600円
4,560円	6,020円	4,560円	10,500円	10,500円	15,100円
4,880円	6,440円	4,880円	11,300円	11,300円	16,200円
1,140円	1,540円	1,140円	2,680円	2,680円	3,820円
1,340円	1,760円	1,340円	3,100円	3,100円	4,440円
3,840円	5,190円	3,840円	9,030円	9,030円	12,800円
6,100円	8,140円	6,100円	14,200円	14,200円	20,300円
4,830円	6,440円	4,830円	11,200円	11,200円	16,100円
2,480円	3,320円	2,480円	5,800円	5,800円	8,280円

を

」

5,230円	7,050円	5,230円	12,200円	12,200円	17,500円
4,800円	6,410円	4,800円	11,200円	11,200円	16,000円
740円	1,050円	740円	1,790円	1,790円	2,530円
2,020円	2,770円	2,020円	4,790円	4,790円	6,810円
1,910円	2,660円	1,910円	4,570円	4,570円	6,480円
1,710円	2,350円	1,710円	4,060円	4,060円	5,770円
5,770円	7,800円	5,770円	13,500円	13,500円	19,300円
3,830円	5,130円	3,830円	8,960円	8,960円	12,700円
9,180円	12,100円	9,180円	21,200円	21,200円	30,400円
4,700円	6,200円	4,700円	10,900円	10,900円	15,600円
5,020円	6,630円	5,020円	11,600円	11,600円	16,600円
1,170円	1,590円	1,170円	2,760円	2,760円	3,930円
1,380円	1,810円	1,380円	3,190円	3,190円	4,570円
3,950円	5,330円	3,950円	9,280円	9,280円	13,200円
6,280円	8,370円	6,280円	14,600円	14,600円	20,900円
4,970円	6,630円	4,970円	11,600円	11,600円	16,500円
2,550円	3,420円	2,550円	5,970円	5,970円	8,520円

に改

め、別表の1の(1)のイの表中

5,150円	6,870円	5,150円	12,000円	12,000円	17,100円
1,800円	2,400円	1,800円	4,200円	4,200円	6,000円
4,630円	6,180円	4,630円	10,800円	10,800円	15,400円
8,250円	11,000円	8,250円	19,200円	19,200円	27,500円
4,030円	5,370円	4,030円	9,400円	9,400円	13,400円
3,810円	5,090円	3,810円	8,900円	8,900円	12,700円
3,270円	4,360円	3,270円	7,630円	7,630円	10,900円
3,900円	5,200円	3,900円	9,100円	9,100円	13,000円

を

6,180円	8,240円	6,180円	14,400円	14,400円	20,600円
4,960円	6,600円	4,960円	11,500円	11,500円	16,500円
1,020円	1,360円	1,020円	2,380円	2,380円	3,400円
2,390円	3,180円	2,390円	5,570円	5,570円	7,960円
1,690円	2,260円	1,690円	3,950円	3,950円	5,640円
640円	860円	640円	1,500円	1,500円	2,140円
2,460円	3,290円	2,460円	5,750円	5,750円	8,210円

5,290円	7,060円	5,290円	12,300円	12,300円	17,600円
1,850円	2,470円	1,850円	4,320円	4,320円	6,170円
4,760円	6,360円	4,760円	11,100円	11,100円	15,800円
8,490円	11,300円	8,490円	19,700円	19,700円	28,200円
4,140円	5,530円	4,140円	9,670円	9,670円	13,800円
3,920円	5,230円	3,920円	9,150円	9,150円	13,000円
3,370円	4,490円	3,370円	7,860円	7,860円	11,200円
4,010円	5,340円	4,010円	9,350円	9,350円	13,300円
6,360円	8,480円	6,360円	14,800円	14,800円	21,200円
5,100円	6,780円	5,100円	11,800円	11,800円	16,900円
1,040円	1,390円	1,040円	2,430円	2,430円	3,470円
2,460円	3,270円	2,460円	5,730円	5,730円	8,190円
1,740円	2,320円	1,740円	4,060円	4,060円	5,800円
660円	880円	660円	1,540円	1,540円	2,200円
2,530円	3,380円	2,530円	5,910円	5,910円	8,440円

に改

め、別表の1の(2)の表及び別表の1の(3)の表中「510円」を「520円」に改める。

第2条 島根県立総合福祉センター条例の一部を次のように改正する。

別表の1の表を次のように改める。

1 施設使用料

(1) 島根県立東部総合福祉センター

種 別	使 用 料 の 額					
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
401研修室	5,770円	7,800円	5,770円	13,500円	13,500円	19,300円
402研修室	3,830円	5,130円	3,830円	8,960円	8,960円	12,700円
403研修室	9,180円	12,100円	9,180円	21,200円	21,200円	30,400円
404研修室	4,700円	6,200円	4,700円	10,900円	10,900円	15,600円
405研修室	5,020円	6,630円	5,020円	11,600円	11,600円	16,600円
406研修室	1,170円	1,590円	1,170円	2,760円	2,760円	3,930円
407研修室	1,380円	1,810円	1,380円	3,190円	3,190円	4,570円
調理実習 室	3,950円	5,330円	3,950円	9,280円	9,280円	13,200円
陶芸実習 室	6,280円	8,370円	6,280円	14,600円	14,600円	20,900円
園芸実習 室	4,970円	6,630円	4,970円	11,600円	11,600円	16,500円
体育室	2,550円	3,420円	2,550円	5,970円	5,970円	8,520円

(2) 島根県立西部総合福祉センター

種 別	使 用 料 の 額					
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
101研修室	5,290円	7,060円	5,290円	12,300円	12,300円	17,600円

102研修室	1,850円	2,470円	1,850円	4,320円	4,320円	6,170円
301研修室	4,760円	6,360円	4,760円	11,100円	11,100円	15,800円
401研修室	8,490円	11,300円	8,490円	19,700円	19,700円	28,200円
402研修室	4,140円	5,530円	4,140円	9,670円	9,670円	13,800円
403研修室	3,920円	5,230円	3,920円	9,150円	9,150円	13,000円
視聴覚室	3,370円	4,490円	3,370円	7,860円	7,860円	11,200円
調理実習室	4,010円	5,340円	4,010円	9,350円	9,350円	13,300円
陶芸実習室	6,360円	8,480円	6,360円	14,800円	14,800円	21,200円
園芸実習室	5,100円	6,780円	5,100円	11,800円	11,800円	16,900円
和室	1,040円	1,390円	1,040円	2,430円	2,430円	3,470円
会議室 1	2,460円	3,270円	2,460円	5,730円	5,730円	8,190円
会議室 2	1,740円	2,320円	1,740円	4,060円	4,060円	5,800円
講師控室	660円	880円	660円	1,540円	1,540円	2,200円
体育室	2,530円	3,380円	2,530円	5,910円	5,910円	8,440円

備考

- 1 営利を目的とし、又は営利を目的としないが1,000円を超える入場料その他これに類する料金を徴収し、次の施設を使用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額の5割相当額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した額とする。
 - ア 島根県立東部総合福祉センターの403研修室又は体育室
 - イ 島根県立西部総合福祉センターの401研修室、402研修室（401研修室と連結して使用する場合に限る。）又は体育室
- 2 次の施設を準備のために使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額（前号の規定により加算した場合は、その加算後の額）か

ら、当該使用料の額の 5 割相当額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）を減額した額とする。

ア 島根県立東部総合福祉センターの403研修室又は体育室

イ 島根県立西部総合福祉センターの401研修室、402研修室（401研修室と連結して使用する場合に限る。）又は体育室

3 この表に定める使用時間を超えて施設を使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額（前 2 号の規定により加算し、又は減額した場合は、その加算後又は減額後の額）に、1 時間までごとに、当該使用料の 1 時間当たりの額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した額とする。

4 冷暖房期間（1月1日から3月31日まで、6月1日から9月30日まで及び11月1日から12月31日までの間をいう。）においては、この表に定める使用料の額（前 3 号の規定により加算し、又は減額した場合は、その加算後又は減額後の額）の 3 割相当額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を冷暖房料として徴収する。

附 則

この条例中第 1 条の規定（別表の改正規定を除く。）は公布の日から、第 1 条の規定（別表の改正規定に限る。）は平成26年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成26年 9 月 1 日から施行する。